

平成27年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日時 平成27年5月7日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席委員（9名）

太田 宏	東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教
西城 潔	宮城教育大学 教育学部 教授
鈴木 陽一	東北大学 電気通信研究所 教授
中静 透	東北大学大学院 生命科学研究科 教授
平野 勝也	東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之	東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
山本 和恵	東北文化学園大学 科学技術学部建築環境学科 教授
山本 玲子	尚絅学院大学 名誉教授
由井 正敏	一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

（参考）

傍聴者人数：4名

4 会議経過

(1) 開会 司会（大泉副参事兼課長補佐（総括担当））

審査会は12名の委員で構成されており、本日9名の委員の出席のため、環境影響評価条例第51条第2項により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、内、個人のプライバシー及び貴重な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第8条及び情報公開法第5条に基づき非公開となることの確認を行った。

(2) あいさつ（安倍環境生活部次長（技術担当））

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃からご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日、ご審議頂きますのは、法の第1種事業となっております（仮称）石巻風力発電事業の「準備書」についてでございます。

次回、この案件について、答申案の形成に係る審議を6月上旬にて開催を予定しておりますが、本日はその前段階である中間審議となります。

今回は、平成27年2月6日に開催いたしました審査会、またその後委員の皆様

に文書で頂きましたご意見を踏まえた事業者の見解をお示しすることとしております。併せて、住民意見に対する事業者の見解もお示しいたしますので、委員の皆様には忌憚りの無いご意見を頂ければ幸いです。

また、本日は報告事項といたしまして、石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る特定環境影響評価の事後調査報告がございまして、この報告書につきましては、現在工事が盛んに行われておりますが、今回は工事中の報告となります。こちらにつきましてもデータの評価や、報告書のまとめ方などに関しまして、ご意見を頂ければと思います。

限られた時間の中ではございますが、活発な論議がなされることをお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 審議事項

【司会（大泉副参事兼課長補佐（総括担当））】

それではこれより議事に入りたいと思いますが、環境影響評価条例第51条第1項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。山本会長どうぞよろしく申し上げます。

【山本会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。

本日の議題は審議事項として（仮称）石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書（中間審議）について、報告事項として、石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業特定環境影響評価事後調査報告書（案）についての2件が予定されております。

本審議等につきましては、貴重種の生息場所の特定につながる情報が含まれておりますことから、貴重種に係る審議となりましたら、傍聴人の方には一時退席していただくこととなりますので、どうぞご了承願います。

それでは、早速、審議に移りたいと思います。

《参考人入室》

それではまず、貴重種に関係しない部分について、説明をお願いします。

①（仮称）石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書について

- 資料1-2 事務局説明（藤村技術主査）（略）
- 資料1-3 事業者説明（貴重種除く。）（略）

【山本会長】

はい。ありがとうございました。事務局から何か補足のご意見ありますか。

【事務局 佐藤技術主査】

特にございませぬ。

【山本会長】

それでは先生方からご意見をいただこうと思ひます。いかがでしょうか。かなり早足での説明でしたので、確認を含めましてご意見をいただければと思ひます。平野先生。

【平野委員】

比較的丁寧に対応いただいていると思ひますが、例えばですね。フォトモニタージュ見ていただくとわかるんですけど、添付資料の62、63ページです。主要な眺望地点と言ってもですね。全部が同じ温度だとは思ひておりませぬ。私は今回景観的にちょっと影響が大きくなると考へておるのは、トヤケ森山。ここは皆さん登って眺望を楽しむ、眺望伐開までされている場所ですので、非常に大事な場所だと思ひております。あとは牧山もそうです。ここは森林公園があるので行かれる方も多しと思ひますし、日和山もそうですね。それから可視領域、不可視領域を描いていただきましたけれども石巻霊園。その当たりがやはり重要なところだと思ひております。62・63ページを見ていただきますと、これ手前からT01、T02、T03と並んでますね。やはりT01とT02の場所の影響がちょっと大きいのかなと。要はT05とありますけど、機種毎に見ていく必要があつて、T01、T02はやはりすごく大きくて、そこから向こうはちょっと距離があるので、ずいぶん緩和されているように見えます。それと同じことが66・67ページの牧山ですね。公園のあるところですが。これも左の2つはT01、T02になると思ひますが、これが例えば無いと全然影響が小さいと思われませぬ。次に霊園は76・77ページですね。こちらの場合はT01、T02しか見えてませぬよね。だから、このT01、T02が無いと全くもつて霊園に対する景観の影響を激減することができます。78・79ページを見ると、左側の2つ、やはり1番大きく目立つのがT01、T02で、T03、T04のところはこれぐらいというような見え方になっていると思ひますね。なので、トヤケ森山からの見えが5度を下回るようにというお話しでしたが、その検討の中で事業採算の問題もありますので、一概にやめろとは言ひませぬが、T01、T02の影響がやはり非常に大きくて、それを変えることで劇的によくなる可能性があつます。風に関しては、ど素人なので、適切かどうかわかりませぬが、例えばT04とT05の間にはもう1箇所くらい建てられるような気がしまし、参考資料の5ページあたりを見ていただくとわかりますが、傾斜が緩くて、筆界も決まつていて、電波の影響のなさそうなロケーションが無くは無いかかなと。要は、今8基の予定ですけども、場合によっては、今回8基の前提でローターが一番小さくなるように頑張つていただいておりますが、その一番小さくなったローターがT01の位置に存在することよりも、多少ローターが大きくなつてもT01、T02の位置に無い方が景観への影響が小さくなると思ひます。例えば7基でローターを大きくして1基あたりの発電量を上げながら、事業採算が取れる2万キロワットを確保するような計画に修正できると随分軽減できるのかなという印象を持ちました。なので、評価に当たつては今のT01からT08までの計画を全体で評価するのではなくて、景観への影響、これが大き

いから改善しなければならない、配慮しなければならないという形で個別に考えていただけると随分、事業採算性ですとか、景観への影響ですとか、動植物の影響というのが緩和できるのかなという印象です。1基1基で見ていただくという必要と、もう一つは多少ブレードが大きくなっても構わないと。町に近い位置で小さいのを付けるよりは、町から離れた所で大きいのを付けた方が1基あたりのインパクトは大きいかもしれませんが、数字上は、全体的な景観への配慮としては、そちらの方が適切だということを念頭に置きながら考えていただければと思います。あと、69ページ。これは日和山の主要な眺望方向は南側と書いてありますけど、これはかなり強引だなと思います。日和山を通られる観光客の方は必ず南浜側、あるいは南側を見るのと、頂上この地点場に立って、中瀬を中心とした石巻の街の景色をご覧になる。必ず両案内しますので、主要な眺望方向だという理解をしていただければと思います。これにおいてもT01、T02が無いと随分まとまった形で山の上の方にあるなど。ここから見てもT01とT02が外れて目立つ形に見えるのかなと思いました。

【山本会長】

はい。ありがとうございました。それでは事業者の方、ご回答をお願いします。

【事業者】

風車の大きさ、配置の検討に関しましては、現在具体的には風車の高さの小さいものを採用することで、全体的な景観への影響の低減を図ろうと検討を進めております。ただ、ご指摘いただきました事項も踏まえまして風車の台数の見直しも検討項目の一つとして考えさせて下さい。評価書において、少なくとも今回述べさせていただきましたようにトヤケ森山からの視野角に関しては5度を下回る計画として評価書に記載いたします。

【山本会長】

はい。ありがとうございました。他にございますか。

【鈴木委員】

騒音関係ですけれども、まず資料1-3の1枚目の⑤ですね。これについて現行の検討というのが集音の可能性があるとしながら、実際に集音が起きるかどうかを何か適切なシミュレーションによっては行っていない段階で、現在、追加の検討をしようとしているところだと読んだんですが、それでよろしいか確認したいと思います。もう1点です。⑥なのですが、風力発電の騒音に関する法基準が制定されていないのでと書いてありますけれども、環境アセスメントは必ずしも法制度がどうこうでは無く、それが環境や人間へ与える影響の科学的知見があれば、さらには、それにどう対応すればよいかという科学的知見があれば、それに対応するというのがごく普通のことだと思います。ですので、後半にはある程度の対応をすると書いてありますけども、是非、しっかりした対応をお願いします。特に前回も申し上げましたとおり、風力発電機が出す騒音は、環境基準がどうこうということが全く問題にならないぐらい騒音レベルが低いところに

建てられることが多くて、です。環境基準を満たしているから問題が起きないということは決してないわけです。かつ時間変動音が出ます。人間の感覚の特性は時間変動の微分というか、変化を捉えるというところがありますので、慣れというのが非常に起きにくい。（それは影が動くということも含めてということだと思います。）そのため、環境基準うんぬんよりも、実際に住民の人たちが暮らしにくくなったと思うのが非常に重要かと思います。これは環境省の研究でも明らかになっていると思いますので、先ほどの①に書かれている精神で、とにかく事後調査も含めてしっかりと事の推移を見守りながら問題があればしっかり対応する、という精神を最後まで貫いていただきたいと思います。

【事業者】

ご指摘ありがとうございます。先ずシミュレーションの件については、ご理解のとおり実施する方向では考えておりますが、諸条件と諸々のところは現在検討させていただいております。先ほど景観の話で配置の検討の話もありましたとおり、前提条件がまだ揺れておりますので、そちらも踏まえた形で評価書までに何らかの回答ができるようにということで考えております。また、後段のご意見については事後調査の方はしっかり実施させていただく方針として準備書に記載しておりますので、評価書でもその旨で対応する方向で考えております。

【山本会長】

事後調査でよろしいですか。

【鈴木先生】

事後調査もやるんですね。あらかじめ既に科学的知見でわかっていることがありますので、ここの住民の方々が住んでおられる環境騒音の現況から見てですね。それに近い、あるいは夜には聞こえてくるものが充分予測される騒音が発生すると思われる場合には、事前に何か補償措置、代替措置を取ると。それは前提としてということで。

【山本会長】

回答書からはそのようなニュアンスは受け取れないので、その辺を確認させてください。それでよろしいですね。

【事業者】

はい。

【平野委員】

よろしいですか。騒音に関係するところで、③の事業者見解のところ、現時点で設置する風力発電機については大きな騒音が生じる事例は確認されていませんと記載されていますが、これアセスメントの趣旨から言いますと、大きな騒音が生じる事例が確認

されていない機種を採用するという書き方をさせていただきたいんですよね。そうじゃないと、今予定しているのはこうなんだけれども、実際に作る時に市場状況が変わって大きな騒音が発生されてる機種を採用する余地が残ってしまいますので、それは多分お答えの趣旨と逆になってしまうので、お気をつけ下さい。

【事業者】

はい。わかりました。

【山本会長】

よろしいですか。では山本（和）先生。

【山本（和）委員】

別添12で丁寧に委員会の趣旨をご理解いただきまして付け加えていただいております。この件に関して、事業規模の検討というのは、安定経営をして継続するからこそ、この事業の価値があるということです。非常に大切なところだと思っておりますが、この計算の前提条件として建設費の中には初期投資のみなのか。今後何年か稼働していくに当たってのメンテナンスとか、場合によっては撤去費用等も含めて事業の前提で計算に入れておくかと思っておりますが、さわりの部分で結構ですので、詳細を教えてくださいと安心かと思っております。

【事業者】

先ずこちら XXXXXXXXXX に関しては建設費のみの計上となっております。その他、固定買取価格の算定に関しては運転維持費と事業に係る費用、そのほかの項目も各種前提が取られた上で計算されております。本事業の事業規模を決めていくにあたりましては、最も影響するパラメーターである建設費を何とかカバーできるような規模ということで2万キロワットの事業を計画しております。

【山本（和）委員】

そうすると多少もう少し規模が大きい方が安定するということでしょうか。

【事業者】

はい。正直言えば事業規模が大きくなればなるほど建設費も低減できる、コストメリットが出しやすいというのと、ご指摘のように運転維持費に関しましてもある程度の規模があった方がより安定的な運営に向けて、我々もやり易いというところもあるんですが、今回、事業予定地、各種制約条件からもとともと設置可能な風車台数の限りがある中で、比較的大型の2500キロワットクラスの風車を用いても、事業規模としては2万キロワット程度と、いう中で我々としてはそちらの規模であっても十分に20年間、それ以上の運転もきちっとやっていけるということが前提で、事業計画を進めております。

【山本会長】

よろしいですか。はい。今、山本（和）先生がお聞きになりました運転維持費については一体どれくらいってというのはある程度わかるんでしょうか。

【事業者】

はい。一つ固定買取価格の算定条件としましては、XXXXXXXXXXという数値が用いられております。一方で実際に運転しているコストのデータとしましては、若干上回る案件もあるのが実態でございます。当社としましては、充分に本事業におきましては、現在の固定買取価格で事業を20年間安定的に運営できるという判断のもと、事業計画を進めさせていただいております。

【山本会長】

はい。（さらに別に）確認させていただきたいのですが、後から追加されました資料がございますね。これの別添資料1-6（1）の拡大図というのと、別添資料1-5の拡大図というのがありますが、これは何番目の機種の部分の部分を指しているのでしょうか。

【事業者】

すみません。この赤丸青丸は風車のナンバーで言いますとT04、T05番になります。

【山本会長】

ページ数では7・8ページに対応することになりますね。

【山本会長】

わかりました。他にご意見ありますか。それではもう一つ（質問を）。指摘事項②に係ることですが、事業予定地及び配置の検討ということがありまして、これはいくつも要因がありますよね。ここに書かれてますように地形の状況、民家からの距離、乱流状況、電波経路、景観、これから後に出てまいりますバードの問題とか。そういうものを検討して勘案してとなっておりますが、これらは場合によってはそれぞれバッティングする場合がありますよね。片方をたてれば、片方が駄目というようなこともありますが、お考えになっている優先順位的なものはどうなんでしょうか。

【事業者】

事業を実行していく中で、事業採算性が確保できる事業規模というものが確保できる計画というものを前提に配置を計画しております。その中で、今回先ず前提条件としたのは西側の居住地域からは離す必要があるということで、一番西側の風車の設置位置というのは、現在計画しているところより西側というのは全く想定しておりませんでした。本現場は多くの電波が通っており、また東北電力の送電線もある中で、実際に風車の設置が可能なエリアというのがかなり限られておるのが実情であります。そういった中で事業規模が確保できる台数8台を配置していくと、自然と今の計画になったとい

うのが実態でございまして、繰り返しですけれども、先ずは事業規模を確保する計画をうまくこの事業予定地の中でどう配置していくかと、事業の一番西端というのは今配置しているところで、配置を決定しました。

【山本会長】

それでは、多少の変更は当然あり得るということですね。先ほど平野先生からもちょっとご提案がありました、たとえばローターの径を変えて台数を検討するとか、あるいは、当初の説明のところでもございましたけれども、風車と風車の間の狭いところがありますと、それを多少は広げることができるかとか、あるいは手前にやるのか奥にやるのかといった検討は可能なわけですね。

【事業者】

先ず風車の最大高、こちらについては検討しております。現在示しておる高さよりも低い風車が採用できるよう検討中でございます。それに伴いまして、各種制約条件、例えば送電線からは136.5m離しておりますが、全体の高さが低くなることで、もう少し変更できる余地ができると。同様に電波経路との距離も変更できるといった中で若干の移動は充分考えているのですが、大幅な位置の変更というのは、正直難しいのが現状でして、先ほど平野委員からご指摘いただいた事項に対する検討の方向としましては、まずは今検討しているとおりの、風車の高さを低くすることと、あとは風車を1台減らすということ。風車を減少させることによっても事業採算性を確保できるかを検討します。一方、位置変更だけで景観の影響を低減というのは、正直大幅な改善効果というのは難しいというのが現状でございます。

【山本会長】

他に先生方ございませんか。太田先生。

【太田先生】

先ほど山本（和）委員から質問があったときに、撤去という話が、キーワードとしてでてきたと思うんですけど、それに対する回答がなかったと思うんですが。代わりに「20年間は」との話がでてきたんですけども、20年後どうするというビジョンがあるのかということと、いずれにしても採算が悪くなって（20年経たずに途中で）やめるとかということが、事業としてはあり得ると思うんですが、その場合にこれらの附帯施設も含めてどうするのかということは、この段階で約束なのか、縛りはなくていいものなのか、現状復旧が原則なのか、それとも動かなくなった風車は放置されるという状態なのでしょうか。

【事業者】

当社の事業計画の中におきましては、事業終了後の撤去費用についても費用として見込んで、それを前提で計算しております。

私ども風力発電事業、国内26箇所、全世界ではヨーロッパ、アメリカでほぼ同じ規

模の風力発電事業を展開しております、ここが駄目になったときどうするかというのは、事業単体としては厳しいのですが、会社としては責任を持って、撤去とか後始末をしっかりと行って、ご迷惑をかけないような形できっちりと清算するつもりでありますし、今までもそうして参りました。まだ撤去した実績は無いんですけども、現在20年間全案件を運営している最中です。

【太田委員】

最近始まった事業でしょうから。世界的にも。もう止めた事例が無いというのは納得できるので、逆に言うと、そういう事はないとは思いますが、考えておかなければならないもので、法整備がなくてもどこまで原状復旧すべきなのか、何も決まっていなくていいですね。山肌とか削っているわけですから、戻せない部分もあるわけだと思ってしまうんですけども。その辺ノーチェックでいいものか、今になって心配になってきました。

【山本会長】

はい。何か追加でお答えはありますか。「責任を持って」とおっしゃった責任というのはどういう形なのでしょう。

【事業者】

現状、事業計画の算定に当たって見込んでいる内容としましては、構造物の撤去費用は事業の中で賄うということができるよう計画しております。

あとは私ども一番最初にやったアメリカの風力が88年のモハーベ。カリフォルニアですけども。そこに250キロワットの風車1,000基建てたのが20年以上前の話ですけども、そちらについては1部は壊れて撤去した話はありますけども、稼動しております。国内では99年の苫前というところで2万キロワット。今回計画と同じような規模の風力発電施設を持っておりまして、2019年までで20年になりますけども、そちらについては、建替え計画を練ろうとしているところであります。町の方からも是非建替えをしてほしいと要望されておりまして、建替えて今後も継続しているというつもりであります。後は会社の信用になってくるんだろうと思うんですけども、皆さんの信用に答えるよう会社としても頑張っておりますので、何らかの保全とか必要であれば検討させていただきたいと思うんですけども。充分そのようにやってまいりました。

【太田委員】

わかりました。現時点のお答えとしてはいいと思うんですけども、後のこともお願いしますという釘を刺すという言い方がいいかわかりませんが、よろしくお願いします。

【山本会長】

はい。平野先生。

【平野委員】

今日お配りいただいた追加資料をじっくり見たら、先ほど私が申し上げたT04とT

05の間に可能性ありますよね。というのは駄目だということですよ。そうするとやはり、添付資料の6ページですか、見ると、T02とT03の間の三角形の上の方が平均風速低いですが、T01も平均風速も高くないので、こことかですね。あとT08の奥の方はどこまで航空レーダーに干渉するって話になっているのか。4ページを見ると当初16基の計画であったものを、T09からT16までを航空レーダーに干渉するというので取り止めておりますよね。ただT09の位置は随分遠いので、T08の奥、T08とT09の間、どこまで奥に攻め込めるのかというところはもう少しわかると、そちらに増やすという手もあるのかと。事業採算取れる仕組みじゃないとですね、それこそ管理がうまくいかなくなる可能性がありますので、事業採算を度外視する気はまったくございませんが、できれば西の方からもっと離していただくという配置を、まだ少し可能性があると思われましたので、7基で大型化するだけじゃなくて、配置も是非検討いただければと思います。

【事業者】

T08の北側につきましては資料の中でお示ししておりませんでした。現在計画しているこの位置もぎりぎりのところでございます。北側への事業予定地拡大ができない状況でございます。

【山本会長】

よろしいですか。先ほどの太田先生の質問で、お答えいただいた部分で、例えば今国内で建替え計画を考えております。ということがございましたけれども、普通色々なものの建替え計画というものは、同じ場所に建替えるか、あるいは別の場所に設置するかということがあります。風力の場合は今回ご説明を聞きますと、そんなに適地があるわけではないというお話だった。2019年で20年になるということでしたから、もうそろそろお考えだろうと思うんですが、一つの事例としてどんな風にお考えなのか教えていただけますか。

【事業者】

基本的には大きな牧場に建っているものですから、建替える場所は牧場の中で、今建っている風車の横くらいに建てようと考えております。ただ、当時建てたのは1000キロワットの風車。当時最大だったのですけれども、今その機種は作られておりませんので、今実際に作られている風車というのは2000キロから3000キロワットの風車になります。本数的には半分から3分の1くらいの本数で、牧場の中で展開していこうと思っております。幸いその牧場は丘陵のフラットな場所に建っておりますので、比較的地形的な影響というのはあまり制約がありませんので、あとは道路からの距離、また耕作されている方々に不便の無い形でということで、これから計画を練っていこうと考えております。

【山本会長】

他にはございますか。はい。鈴木先生。

【鈴木先生】

必ずしも今回のやりとりの外でもよろしいですか。先ほど電波の件が話題になっていたので、地デジは大丈夫なのでしょうか。民家、地デジの放送局の間にどこかの風車が挟まっている、そのような民家があるか無いかの質問です。

【事業者】

環境影響評価の中での扱いになってまいりますが、今回この事業に関しましては、いわゆるテレビジョンの電波障害については、経産省の主務省令の参考項目を踏まえまして、非選定とさせていただきます。ただ、一方で苦情が出るようであれば、当然対象の項目となってくるという整理に現在なっております。

【鈴木先生】

既に電波伝搬路の中に風車によるフレネルゾーンがかかるか、かからないかで、ほぼ正確に障害が起きるか起きないか、影響があるか無いか予測できるという科学的知見が蓄積されつつあるようですので、ある程度事前にこの民家はちょっと怪しいかもと抽出しておけるようなこともあるかと思えます。少し意識して持つてなければいけないか、大丈夫そうだなというか、答案用紙の裏側に書くような予備的な準備も進めておくのもいいのかなと思えます。やはり風力発電は日本では新しいことなので、これまで安定した科学的知見が無いようなことがあって、今のお答えもそのためだと思うんですけども、だんだん知見も蓄積されてきているので、そういったものはどんどん活用していったらええと思えます。

【事業者】

検討させていただきます。

【山本会長】

他に先生方よろしいですか。はい。平野先生。

【平野先生】

脱線部分はいくまで参考ということで、基本的にはこの技術審査会が持っている権限の外のようになりますので、風車が耐用年数きたらどうするのか、地デジの影響がどうですというのは、基本的にはこの審査会の外の案件と思えますので、あくまでもご参考ということでまとめないとまずい気がしております。会長。

【山本会長】

私は必ずしもそういうことでは無いと思えます。平野先生はきっちりと環境アセスメントで扱うことについて、かなりリジッドにといいますか、やってらっしゃいますが、元々環境アセスというのは、現状に対して少し一歩二歩先に進んで予防的な評価をしていくというか、そういう見地に立ちますので、必要なことに対してはやっていただける

ことでしたら、ご意見を出していただくのがよろしいのではないかとと思いますが。

【平野委員】

そうすると、携帯電話の電波も大丈夫か、あちこち電波塔が建ってますので、電波に対して回るものはまずいんですよね。PHSも地デジと同じように、携帯電話会社に対して影響が小さいように配慮いただけるとありがたいと思いますが。

【山本会長】

はい。それに対して対応できるかどうかに関しましては、事業者の方に判断していただいて、できるものはできるとお答えいただく。そこまでは、という時はできないとお答えいただければと思いますが如何ですか。

【事業者】

先ず一度検討させてください。その上でお答えさせてください。

【山本会長】

時間が押しておりますが、最後に一つだけ。その他②④のところですが、一番最後のところにCO₂排出量についてと書いてありますが、これはランニングですよ。建設をする、それから撤去するということに関連してどれくらい、この工事に関してどれくらい、実際にはそんなに多くはないと思いますが、可能であれば参考資料として計算できるものがもう出ておりますので、是非やっていただければと思います。

【事業者】

わかりました。工事に伴う二酸化炭素量についても、計算することで評価書においてその内容についてお示しさせていただきます。

【山本会長】

大変色々なご意見をいただいて、時間が過ぎましたけれども、この件に関しましてはご意見ございませんでしょうか。無ければ次に引き続き、貴重種に係る審議を行いますので、傍聴人の方々申し訳ありませんが、一旦ご退席願います。次の新蛇田の案件について傍聴される方々は廊下でお待ちいただければと思います。

《傍聴人退席》

よろしいでしょうか。それでは、貴重種部分について、説明をお願いします。

②（仮称）石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書について

○資料1-3 事業者説明（貴重種部分）（略）

○資料1-4 事業者説明（貴重種部分）（略）

【山本会長】

はい。ありがとうございます。事務局から補足説明はありますか。

【事務局 佐藤技術主査】

資料1-3は審査会の指摘に対する事業者見解。資料1-4については住民意見に対する事業者見解になりますので、この2点に関してご審議いただければと思います。以上でございます。

【山本会長】

はい。ありがとうございます。それでは先生方からご意見いただきたいと思います。

【由井委員】

まず、その各所に事後調査を行って、事後報告書を公表するとあるんですけども、この事後調査というのはいつスタートする調査なのでしょうか。

【事業者】

事後調査につきましては工事中からのスタートを考えています。準備書の方にも記載しておりまして、現状としては環境監視計画となっておりますが、それを事後調査に格上げするようなイメージでございます。

【由井委員】

じゃあその工事中からの調査を行って、例えば[REDACTED]については9月の補足調査等がありますけれども、それで何か変化があった場合には評価書に移る過程で、風車位置を変えたり環境保全措置をさらに評価書に盛り込むと言うことはあり得るわけですね。

【事業者】

工事の開始自体は評価書が通ってからの着工となりますので、評価書までは現状の記述に修正したものを考えています。その上で事後調査報告書において、その途中経過で何か必要な措置が生じましたら、ご報告をした対応をとっていく流れとなるものと考えております。

【由井委員】

事後調査はいつ始めるのですか。もう一度お願いします。

【事業者】

現状では、まず順番といたしましては評価書を提出させて頂いた上で着工に入るタイミングといたしますか、事業の許認可がおりた後に工事の実施期間を横目に見ながら、適切な時期に実施していくという状況でございます。

【由井委員】

その9月に補足調査を[]について行って、何らかの重大な影響があった時に、それも事後調査なんですよね。それを評価書に盛り込んで頂けるということでしょうか。

【事業者】

評価書を出してからの事後調査、という順番での整理をしております。

【由井委員】

つまり、9月に調査をしてもその事後調査報告は、評価書が通って全て許認可がおりてから公表されるということですよ。

【事業者】

ご理解のとおりです。

【由井委員】

それでは遅いんですよ。影響があるのが分かっている、現状通り工事を行って風車が供用されて、それで後から事後調査報告が出てきて、9月にたくさん飛んでいました。では遅いんですよ。そこが少しおかしい。そういう事がひとつあります。まあ、色々あるんですが時間も無いので簡単にご質問します。

まず、[] 対応だと思いますけど、[] [] を移したという図が載っています。[] について右上の青い枠の中に、採草地利用に影響のない位置へ移動したとありますけれども、採草地利用とは誰が利用するもののでしょうか。人間ですか。鳥ですか。

【事業者】

こちら[] になりまして、そちらの利用に支障の無い範囲で移動という意図で書いております。

【由井委員】

そうしますと、ページ20に[] の位置がありますけれども、これは動かした後ですか。

【事業者】

これは動かした後の位置図になっております。

【由井委員】

採草地の真ん中は外れているということですね？

【事業者】

そうです。

【由井委員】

そうですよね。■■■■は元々採草地の中ではないということですよ。元々ですよ。

【事業者】

はい。

【由井委員】

それで前回も色々とコメントしましたし、地元の意見もあると思いますけど、この■■■■は牧草地があって、■■■■が生息していた頃には非常によく■■■■が飛んでいました。この■■■■を移したとしても牧草地に隣接しておりますから、もし■■■■非常に危ないということになりますよね。■■■■の方は地元意見にもありましたが、復興工事が進んで、それから津波でカモメの数も減って、最近では繁殖がほとんど失敗している状況からみると、日本の森林が政府の方針によれば、林業を活性化するというランドデザインがありますので、そうすると伐採地、植林地が増えれば、■■■■可能性は十分にあります。そのときに風車が建った後に、影響評価をしてもすでに遅いんですよ。風車が建ってしまえば、ここは■■■■が主としてここを避けて生活します。避けなければ衝突します。衝突するかどうかについては、まずここで既存のデータがかなり昔ですがあります。■■■■をよく飛んでいまして、そのデータを基に出来れば再度衝突確率をあらかじめ計算しておいて欲しいということです。

それからもう一つは代償措置ですけれども、当たってからは済まないのマークを付けて頂いたりするわけですが、この場所を使えなくなった時の影響ですよ。つまり、牧野の代替の場所、餌狩りの場所をどこかにつくる必要がある。その場合、■■■■ですから、■■■■も環境保全には協力するという■■■■な体制もあるわけですので、事業者が■■■■の餌狩り場所の確保と一緒に取り組んで頂きたいと思います。

9月に追加調査を行うとしても、現在巣は遙か遠くにありますので、■■■■は出ないかもしれません。しかし例えば■■■■においても、ある年に20kmも離れたところに巣が移って、2年後に帰ってきて繁殖した例もあります。それから6km離れたところに移って、翌年戻ってきた例もあります。ここは■■■■、先ほどから申しあげており■■■■可能性は十分にあります。そのときに遅くならないように事前に対策をとる必要がある。

もう一つ大事なことは、■■■■

■■■■、現在、■■■■
■■■■非常に大きな影響が多方面にでると思います。そういう意味でなんとしても、■■■■
■■■■いと思いますので、ただ今申し上げた様に風車、■■■■さもなくば

代償措置として餌やり場を事前につくるか、あるいは[]と協力して、広域的に餌やり場をつくるということを今すぐスタートするか、この3つの選択肢しかないと思います。この段階で一つご回答をお願いします。

【山本会長】

はい、それでは事業者の方。

【事業者】

まず、[]に対する保全措置としましては、本事業においてはまず準備書並びに今回の説明で述べさせて頂いている様に、ブレード並びにタワーの基部に目玉模様のよ
うな視認性を高める模様を付けることによって、万が一将来事業予定地に[]
[]際の衝突を防ぐということを保全措置としてとらせて頂きます。

ご指摘頂いた風車[]の撤去に関しましては、先ほどご説明しましたとおり事業性確保の観点から、風車の台数の変更については難しい状況でございまして、また餌場の確保につきましても、私ども事業者として[]並びに地域、[]も含めてですが[]が実施する環境保全活動に事業者として、協力してく事はやぶさかでは
ございませんが、本事業の環境保全措置として餌場の創出というのは難しいということ
で考えており、本事業の環境保全措置としては目玉模様などの視認性を高める印を付け
るというというところで留めさせて頂きたいと考えております。

【山本会長】

由井先生、どうぞ。

【由井委員】

よろしいですか。目玉模様とか白色ストロボとかそういう装置というものは、鳥やコ
ウモリが接近しないことを期待しているわけですよ。接近しないということはそこを
利用出来ないということですので、明らかにここに[]場合は、利用でき
なくする事を事業者は期待するんです。私としても鳥は当たっては困りますから逃げて
くれた方が良いんですけど、でもそうすると[]できず、餌場が確
保出来ませんので消えてしまうと。そのためには、第一義的に事業者の責任で代償措置
として餌やり場の場所を確保すると。それは[]と早く協定を結んで今からやると。
これしかないと思うんですよ。前の議事録にも載っておりますけれども、[]
においては[]と協力して大々的に、餌やり場をつくってるわ
けです。そういうことはもう実際にあるわけですよ。従ってそれが出来なければ、何
もしないで中央突破するのと同様ですので、[]
みすみすこの事業で消える可能性もあるわけで、これは非常に重大なことだと思います。
まあ、それだけコメントします。

もうひとつは、同じ資料の[]の事が書かれています。[]のほうで
すね。全体としては風車を[]から500mより離れたということによ
ろしいですね。

て関係機関との調整も必要であり、また実際に少々困難を伴う事も想定されます。ただ一方で[]等ですね地元の関係者と協議のうえ、[]保全に繋がるような措置、狩り場の創出を含めて引き続き検討させて頂ければと思います。

【由井委員】

検討ではなく、必ずやるということがこの事業を推進する前提だと私は思います。そうでなければ[]は死にます。

【山本会長】

事業者としていかがですか。

【事業者】

先生からの貴重なご意見は検討させて頂ければと思います。ただ、事業者の勝手な言い分かもしれませんが、[]につきましては、[]
[]現在建設前に行っている調査で、こちらの事業実施区域近辺での餌場としての利用とか、ほとんど確認されておきませんので、現状で風車が建ったから直接[]に影響を及ぼすことは無いのではないかと考えております。準備書にも記載いたしましたけども、事後調査といたしまして風車が建った後、[]に生息しているかどうか確認したうえで、もし違う行動をとる様であれば、それに対する保全措置、また有識者の方へご相談し対応することとしております。

今現状で、この事業で餌場を作らなければならないということについては、餌場を作る協力等はやぶさかではないんですけど、この事業自身がやらなければいけないかという事については、もうちょっと考えさせて頂ければと思います。

【由井委員】

もういっこお願いします。環境省の猛禽類保護の進め方にはですね、[]
[]大事にしなければいけないと書いてあるんですよ。保全対策をとりなさいと。[]と私は見
てるんですよ。[]
[]ですから、環境省の猛禽類保護の進め方には該当しない。[]
[]ということであれば建設途上にあるわけです。

[]非常に頻繁に利用する餌場に風車を建てれば、[]
ということになって二重のインパクトがでるわけですよ。だからそれを事前に避けるためには、[]に餌場をつくるか、次はこちらで風車をずらすか、この[]をやめるか、あるいはここにある牧草地と同じものを近くに森林施業の方でつくるか、こういうことです。簡単ですよ。[]の話をしましたけど、風力基地の事業者でも[]と協力して餌場をつくるというのを前提に、風力基地を計画して

いるところは既にあるわけですから。そういうのがある中で、この事業者が範疇を超えるというのが理解出来ない。宮城県の[]が半分いなくなることを良いと、この審査会でOKしますか。皆さん。

【山本会長】

よろしいでしょうか。

【平野委員】

生態系の事はよくわからないんですが、事業者側として今住んでいないというのがわかっているものに対して、何か特別に対策とらなきゃならないというのは、中々株主にも説明出来ないという気がするのですが、その時に[]の生態でどのくらいの頻度で[]などの科学的データがあれば、やはりそれを調べて頂いて、それを含めて結構な確率で[]ところは大事にしなければいけない、という判断を改めてする必要があるんじゃないかという気がしましたが、いかがですか。どんな頻度なんでしょう。

【由井委員】

[]

【平野委員】

そんなに分かっていないということですか。数的には。

【由井委員】

いえ、ごく普通にいますよ。[]というのが猛禽類保護の進め方にちゃんと書いてあるということですね。

【山本会長】

ちょっとよろしいでしょうか。今の由井先生のご意見は環境アセスの立場としては、当然のことだろうと思います。ただし、それが事業者の立場として、ここで先生がおっしゃることをそのまま受け入れるということが、ここで言明出来ないということで先程からも水掛け論的になっております。そこで、もう一回会議がございます。それまでの間に事業者の方たちも、きちんとしたデータに基づいて、再度、答弁していただく、あるいは討議をすることにしましょう。こちらのご意見はもう変わらないかと思います。ですのでそういう段取りで、進めさせて頂いてよろしいでしょうか。由井先生いかがでしょうか。

【由井委員】

こちらはいいですよ。[]検討して下さい。

【山本会長】

今すぐ検討するデータがないと思いますので、それを検討した結果を次回ということ
でよろしいでしょうか。

【事業者】

はい。承知しました。

【山本会長】

では、そのようにお願いします。

では、その他の先生方ご意見。はい太田先生。

【太田委員】

まず、[redacted]とかでしょうね。前回の私の「数が少ないから影響が少ないというのは、数が増えた時に何の根拠にもならないよ。」という指摘に対して回答があるのですが、実際の新しい情報としまして、昨年度の国交省の河川水辺の国勢調査のデータか何かで、北上川下流のデータでは[redacted]は増えて来ているんですね。なのでもう既に増えてきている可能性は高いので、「確認回数が少ないため接触する可能性は少ないと考えられる」という文言は、前回の文章から変更が加えられていないのですが、それは[redacted]が少ないという前提自体が成り立たない可能性があるのでは、不適當かと思えます。だからどうされたらいいのかわかりませんが、このままではまずいかと思えます。

それから、[redacted]のところですが轢死ですね。[redacted]の関係ですね。[redacted]です。対策として、工事用車両の速度を落として通行するという事は、ほぼ常識的な考えで申し訳ないけど、現場の一般的な作業トラックがそれを守ってくれるとは考えにくいです。これは建前は別として、実際のところとしてここに書かれている対策は実効性がないと言わざるを得ないと思えます。しかも車レベルで速度を落としても、轢かれる時は轢かれるんですね。これをもって影響が少ないというのは乱暴すぎます。むしろ正直に影響がありますと言った方が正直だと思えます。それでもいいですかという話ですよ。影響があるのはあるとして、それでもいいんでしょうかという話になってくるので、影響の評価としては影響があると言うべきなんじゃないかと思えます。

それから少し事実の誤認があるのですが、[redacted]の方ですが、朱書きで追加されているところの最後の3行くらいですが、「同種の主な生息地は産卵場付近の湿った場所であるため」は間違いです。上の行で色々書いてある100mとか200mという数字がありますが、そのくらい離れたところで必ずしも一般的な感覚でいう湿っている場所ではない普通の山林に住んでいます。それが普通の生息地域です。生息場所です。繁殖期に限っては池とかそういう湿った場所に集まってくるので、そこでの移動あるいは全体的な面としての生息場所を前回問題にしていたわけでありまして、ここはそもそも事実誤認がありますので、これも訂正して頂かないとまずいと思われま。とりあえず以上です。

【山本会長】

はい、ありがとうございました。それでは事業者の方、ご指摘に対して。

【事業者】

ご指摘ありがとうございます。順番に回答させていただきますと、[REDACTED]につきましては引き続き情報収集進めて参りたいと思いますので、そちらを含めて、実際に調査をした時期には確認が少なかったわけですが、それがどの程度まで増える可能性があるのかについては、推察のレベルにはなってしまうかと思われませんが、実施した上で評価に反映させていきたいと考えております。

[REDACTED]につきましては、ご指摘を踏まえまして評価の記載については見直しを検討させて頂きたいと思っております。また、工事中の実行可能性につきましては、現段階ではこちらとしては実行可能なものとして書いておりますが、評価のところは現状としてご指摘のご意見が発生してしまう実態は先生方も多々ご覧になっているかと思っておりますので、ご意見を踏まえまして記載につきましては修正をかけたものと考えております。以上です。

【山本会長】

よろしいですか。はい。他にご意見ございますか。

【中静委員】

植物側の保全の問題とも絡むんですが、道路工事の概要を見させて頂きまして、切土面積それから盛土面積、それから資材置場の面積がかなり広がっているような印象を受けるんですね。もちろん貴重な植物、それから生態系に関して措置をとって頂けるというふうに思ってますけど、気になるのは修景といいますか風景として、風車だけの問題ではないのではないかと思います。道路が山肌を切り開いていく様子がどういう形になるのか、遠方からの風景として、非常に気になる場所です。その辺は示されていたんですかね。

【事業者】

林道の工事の状況につきましては、準備書の9ページ以降に書かせて頂いており、明文化されたものではありませんが、まず9ページの北側のところから山の尾根部に向かう道路につきましては、既存の林道の改修となっておりますので、ご懸念されている大規模な林道とは異なるものと考えております。

また、11ページ以降から見られます、いわゆる風車のサイトに当たる部分につきましては、基本的にはほぼ先ほどからご説明しているとおり、尾根線上の改修になってまいりますので、林道が麓から直接見える状況というものはほとんど生じ得ないものと考えております。

がある中で、離隔が上記のとおり距離を確保されている、若しくは確保されていないというところを踏まえての評価とさせていただきます。

【牧委員】

この書き方は何となく、「この場所がなくなってしまうと、この周りを探せばあるだろうから、それはそれでいいんじゃないか」と読めちゃうわけなんですね。それはそれで些かまずいんじゃないかという気がしたものですから、そこはお考え頂ければなと感じました。

【事業者】

ご意見ありがとうございました。

まず大前提として、現在生えているところは改変しないというところを少し強調させて頂いたうえで、ご意見踏まえた上で修正を考えさせて頂こうと思います。

【山本会長】

それでは他にございませんでしたら一端この議論は打ち切らせて頂こうと思いますがよろしいでしょうか。

欠席の委員から何かご意見ありましたでしょうか。

【事務局 佐藤技術主査】

特にございません。

【平野委員】

先ほどブレードを大きくしても、本数を減らすというお話を申しあげましたけれど、鳥類対策で目立つところ、要はT01、T02じゃないところで増やすなり、やる場合は多少それでバードストライクを減らせるのであれば、赤をいれるとか、目立たないところで目立つことをするのは、計画にそんなに大きく影響はでませんので、そこは是非トレードオフとして考えて頂ければと思います。

【事業者】

承知いたしました。

【山本会長】

どうもありがとうございました。それでは参考人の皆様どうもありがとうございました。鈴木先生、気になるところはあるでしょうか。

【鈴木先生】

石巻新蛇田の案件で気になるところがあって、建設機械による騒音をあと数年間調べ

続ける反面、街が出来てからも騒音の調査が平成30年度にならないと始まらないような計画になっていたかと思うので、それを少し入れ替える事が出来ないのか、あとでメールの方で事務局の方へ送っていきたいと思います。

【山本会長】

わかりました。では、文書の方でということですのでよろしくお願いいたします。
それでは参考人の方々退出していただきますようお願いいたします。

《石巻風力参考人 退席》

《石巻市新蛇田 参考人，傍聴人 入室》

それでは引き続き、報告事項に入らせていただきます。石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業特定環境影響評価の事後調査報告書(案)についてでございます。

本件につきましても、貴重種の生息場所の特定につながる情報が含まれておりますことから、貴重種の報告の際は、傍聴人の方に退席していただくこととなりますので、どうぞご了承願います。それでは、まずは、貴重種に関係しない部分について、説明願います。

①石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業特定環境影響評価事後調査報告書(案)

- 資料2-1 事務局説明(佐藤技術主査) (略)
- 資料2-2 事業者説明(貴重種除く。) (略)

【山本会長】

ありがとうございました。それでは、先生方から何かご意見ございますでしょうか。

【由井委員】

この地域はもともと水田放棄地等で、その造成工事、復興にも関わる造成工事なので、ある程度自然が改変されるのはやむを得ないという最初からそういう方針だったと思います。ただ、特に蛇田南は特にその[]が記録されていたと思うんですが、まあそこでせめて調整池を使ってビオトープみたいなものがないかというふうに確かお願いしたと思いますけど、この地図を見ますと北東の方に一箇所ビオトープというのがありましたけど、調整池の構造がどうなっているかというのはこの中にはないですね。調整池の全部が深い同じ水位の、完璧に水が入ればすべて動植物がいなくなるというのか、斜めになっていて、多少は草が生えていて、どうなっているんですかね。

【事業者】

回答いたします。調整池の方はですね、その設計の方でもいろいろ検討した結果、や

はり調整池の中にビオトープ的な環境を創出するのは非常に難しいという結論で、護岸については傾斜を持たせた構造には作りますが、特に多自然的な要素は加味しないということで、形状は固まっております。そういう方針で施工もされてございます。ただ、特定評価書のときにもいろいろご説明させていただいたんですけども、公園緑道こちらについては、ビオトープとは言わないまでも、できるだけそういった生き物も呼び込めるような形にしようということで、親水的な要素も持たせたりという工夫は引き続き検討されているということでございます。

【由井委員】

この62ページにありますビオトープ公園ですね、これは植物のところで記載があるんですけど、これはこの工事の代償措置で確保したんですけど。

【事業者】

これはもともと隣接の蛇田中央土地区画整理事業という別の事業で、すでに整備をされている公園でございます。そこに[REDACTED]として提供させていただきたいということで、今回確保したところでございます。

【由井委員】

そうですね、わかりました。調整池、将来いずれ土がたまってくると思いますので、それを少し斜めにすればいいので、将来検討していただきたいと思います。以上です。

【山本会長】

ありがとうございます。それでは、他に。

【西城委員】

水質に関して確認させていただきたいんですけども、31ページの方に調査地点というのが表の3-3-1で示されていますが、例えばこの中で言いますと中江排水路というのは、水の流れ方としては4、5、6という順に4が一番上流で5、6が下流側ということでよろしいでしょうか。

【事業者】

そのとおりです。

【西城委員】

としますと、33ページの方に事後調査の平成25年10月16日のところを見ますと、浮遊物質量が4の地点では29という値なのが、1回目の結果ですけれども、5番の地点で190というふうに跳ね上がって、2回目に関しても4の地点で94であったのが130というふうに、上流では低いけど、中流の5番の地点で値が高くなっているわけですね。ということは、4と5の間に何か大きな土砂の供給源といますか。そういうものがあるのかなというのが、この結果だけ見た限り思ったんですけども、そ

のあたり、現場の状況なんかどうなっているのかお聞かせください。

【事業者】

お答えします。この平成25年10月16日の時点では、まず前提としまして、この南側の工事ってそれほど大規模な状況ではなくて、今かなり進んではいるんですけど、この時点ではそれほど大きな進捗ではなかったというふうに記憶しております。それと、この中江排水路自体が護岸されたきちとした排水路ではなく、土羽のままの排水路で泥が相当堆積しているような状態の排水路です。悩ましいのが、もともと土砂が非常に多くたまっているような排水路なので、これの巻き上げによる影響が相当あると思われて、降雨による影響だけでなくいろんな要素が加味され、なかなか影響がとらえにくい水路になってございます。確かに4番から5番の間に値が大きくなっていることには認められますが、必ずしも工事の影響ではないというふうに考えております。厚くたまった土砂が降雨の降り始めの時に流される状況が示されているのではないかなというふうに考えております。

【西城委員】

ですから数値の値だけで評価されるのではなく、やはりその現場の状況もよく見ていただいた上で、どういうメカニズムでそれぞれの地点の値が変わっているのかとか、そういう解釈が必要かなと。先ほどのご説明では数値がこうで基準値に比べてどうだったかというだけのご説明に聞こえたんですよね。そのあたりちょっと検討していただければと思います。

【山本会長】

では他には、もしなければ、貴重種の方のご説明に移りたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

【平野委員】

前事業の区画整理審議会の会長もしておりますので、事業者側の立場に立ってしましますが、1点だけ。砂塵の予防を工事中に丁寧に行ってください。この事後評価報告書とは関係ないですが、評価項目に入っていないので、現場で結構砂塵が舞っておるようですので、よろしくお願いいたします。

【山本会長】

はい、それでは、傍聴席の方ご退席をお願いいたします。はい、それでは引き続き貴重種に関する部分につきまして、ご説明よろしくお願いいたします。

《傍聴人退席》

②石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業特定環境影響評価事後調査報告書（案）

○資料2-2 事業者説明（貴重種部分）（略）

【山本会長】

はい、ありがとうございました。それでは、貴重種に関する部分につきましてご意見、ご質問ございますでしょうか。

【中静副会長】

ひとつは、見せ方と言いますか、こういうものを考えていくときのあれだと思いうんですけど、89ページに施工前と施工中という植生図が出ているんですけど、これを理解しないとなかなか動物が中から外に出て行っている、どういうところに出て行っているというのがなかなか理解しにくいので、むしろこういうのは先に見せて、その上で動物がどういう風に移動したかというのを見せていただいた方が理解はしやすいかなというふうに思いました。それと、前回は僕言ったかもしれませんが、ビオトープ公園というのはそもそもどういう環境なのかということがよくわからないので、簡単でも良いので、例えばどのぐらい面積があって、水がちゃんと常時浸っている環境でというのを、どこかにちょっと記述しておいていただいた方が良いのかなというふうに思います。後は、細かい点なんですけど、例えば[]でまとめていただいててわかるんですけど、例えば[]の最後が「地上部消失」というのは別になくなったわけではなくて、冬になって地上部が冬枯れしたということなので、あと「地上部消失」というのが何か所もあるんですけど、それから、「播種したけど変化なし」というのは、結局まだ冬だから何も起こっていないということなので、変化がないということでは多分ないだろうということとかですね、あと[]のこれも表現なんですけど、[]で「資料のみの確認であって影響がない」、影響がないかどうかはわからないわけで、「影響を把握できない」とかですね、多分資料のみの確認だけでも良いと思うんですけど、「影響がない」というのはちょっとおかしいかなというふうに思いました。以上です。

【山本会長】

はい、ありがとうございました。事業者の方。

【事業者】

ご指摘のとおり、参考にさせていただきます。

【山本会長】

他にはございますか。

【太田委員】

済んでしまった調査はしょうがないんですけど、今後も調査も続くということなので、両生類の調査時期として春が抜けているのはよろしくないと思います。特に生態系の方で、わざわざ[]を抽出してまでやっているの、[]は一般的に早春の

産卵期を持つ種として知られていますので、それなのに夏と秋の調査しかやっていないというのは、ぱっと見て、知っている人だと、「おかしいな、抜けてるな」と思われると思います。さきほど由井先生もおっしゃってましたけど、調整池が残るということで、当然両生類の利用も考えられるわけですが、調整池が点在すると今度は、そこと他の場所の移動で道路を横断するという問題が出てきますので、工事中だけじゃなくて、住宅地になって中に結構広い道路も、メインルートとかあるみたいですので、そういうところでの轢死ということも懸念されますので、今後の事後の調査としてはそういったことにも注目してほしいと思います。できれば、やはり雨の降った後に多数出てくるので、期日を決めての調査ではない方が本当は正確な把握はできるんですが、そのへんはいろいろ事情もおありでしょうから、一応注文としてはこういうことを申しておきます。

【山本会長】

そういうご意見いただきましたが。

【事業者】

画一的な調査では把握しきれないところはあるのは、確かにご指摘のとおりかなと思います。今後、どこまでやれるか検討しながら進めたいと考えます。

【山本会長】

いろいろ建設的なご意見をいただいています、特に他にはございませんか。

【西城委員】

101ページから103ページにかけて「環境保全措置の実施状況」という記述があるんですけども、写真が何枚か出ているんですが、それぞれの写真が具体的にどういう対策の状況を表しているのかが、よく読めばわかるのかもしれませんが、措置と写真に写っているものとの対応ですね、そこをもうちょっと丁寧に説明していただければと思うんですが。

【事業者】

では説明いたします。まず101ページ目、粉じんについてでございます。写真を2枚載せておりました、先ほどもちょっとご指摘もございました砂埃についての対策としまして、工事の敷地境界にネットを張りまして、粉じんの飛散防止を図っているという写真でございます。部分的には、パネルですね、ネットではなくパネルにしている場合もありまして、この場合は防音効果も狙ったものでございまして、大気および騒音振動についてこういった対策を施している状況でございます。騒音振動については特に写真を設けていませんが、運搬車両で西側のルートも併用することで蛇田中学校前で交通集中することを避けているという対策を行っております。

【山本会長】

ちょっとよろしいですか。写真に対しては適切なキャプションをつけていただければ

良いことだと思いますが。

【事業者】

最終的に報告の形にする場合はキャプションつけるようにいたします。

【西城委員】

私の趣旨は、キャプションというか写真の説明をつけていただきたいということです。

【山本会長】

それでは、他にもしご意見がなければ、今回このご報告に対してはより適切な表現の仕方があるだろうという、先生方からのご助言が沢山でしたので、それを間にいれて。それから、事務局の方でさきほどちょっとご説明ありましたが、鈴木先生の方から騒音の測定時期ですね。共用後の回数を多くしてほしいと。

【事務局 佐藤技術主査】

詳しくは聞けなかったんですけども、騒音の事後調査ですね、共用後の33年まで、全共用後の33年にしかやらないというような工程なんですけれども、それを間に少し入れてほしいということでした。

【山本会長】

また、文書でいただけるかと思しますので、また、事務局から聞いていただければと思います。

【平野委員】

工事中で思い出したんですけども、事業期間非常に長いですよ。公営住宅に先に人が入居しているんですけども、周辺でまだ工事中という状態があると思います。そのときは測定点とか、騒音とかいろんな人への環境影響は別途ちゃんととられてトレースしていく予定ですか。配慮しようがないといえばしようがないんですが。

【事業者】

いままでいろんな環境影響評価手がけてきておりまして、順次立地してくるものに対するモニタリングというのは、なかなかこう、かけにくいところがございます。どうしてもある程度画一的にならざるを得ないところがございます。今までその辺は少しなかなかうまくフォローできていない部分だったかなというふうに考えております。ただ、調査ポイントは従前の事後調査計画書に示したポイントでしか置かれていなくても、騒音への影響というのはそのポイントで把握できるわけですから、基本的にそれと同等の影響かなというふうな類推はできると思うので、議論としてはできるかと思えます。

【山本会長】

よろしいですか。騒音に関しては多分また違う観点があると思いますので、それは後ほどまた（文書などで）ご意見いただいております。

他に何かございませんでしたらば、質疑に関しましてはこれでお仕舞いにさせていただきたいと思っております。参考人の皆様どうもありがとうございました。

《参考人 退室》

【山本会長】

それでは事務局の方から何かございますでしょうか。

【事務局 平塚技術補佐（班長）】

今回は、来月の6月1日に（仮称）石巻風力発電事業環境影響評価準備書の審査会を開催させていただきます。この審査会を経て、答申を形成して参りたいと考えております。お忙しい中と存じますが、御審議賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

準備書に関しまして、追加の指摘事項等がございます場合は、事前に送付していただきました「資料1－5 F A X送信票」にて、5月20日まで受付しておりますので、事務局あて送付頂ければと思います。

最後に、本日の資料でございますが、郵送を希望される場合は机の上に置いていって頂ければと思います。事務局からは以上です。

【山本会長】

先生方、どうも今日は色々ありがとうございました。それでは、以上で終了させていただきます。

【司会 大泉副参事兼課長補佐（総括担当）】

山本会長ありがとうございました。委員の皆様には、長時間、御審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは、以上で本日の環境影響評価技術審査会を閉会いたします。誠にありがとうございました。